

新旧対照表

○木曽地域公共交通活性化協議会規約

改 正 後			現 行		
木曽地域公共交通活性化協議会規約			木曽地域公共交通活性化協議会規約		
第 1 条～第 10 条 (略)			第 1 条～第 10 条 (略)		
附 則 この規約は、令和 3 年 4 月 30 日から施行する。			附 則 この規約は、令和 3 年 4 月 30 日から施行する。		
附 則 この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。			附 則 この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。		
附 則 この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。			附 則 この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。		
附 則 この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。			附 則 この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。		
附 則 <u>この規約は、令和 7 年 6 月 23 日から施行する。</u>					
別表 1			別表 1		
区 分	構 成 団 体	委 員	区 分	構 成 団 体	委 員
地方公共団体 (主宰者) (法第 6 条第 2 項 第 1 号関係)	上松町 南木曽町 木曽町 木祖村 王滝村 大桑村	町長または村長	地方公共団体 (主宰者) (法第 6 条第 2 項 第 1 号関係)	上松町 南木曽町 木曽町 木祖村 王滝村 大桑村	町長または村長
地方公共団体 (その他) (法第 6 条第 2 項 第 1 号関係)	木曽広域連合 長野県企画振興部 長野県木曽地域振興局 長野県木曽保健福祉事務所 長野県立木曽病院	事務局長 交通政策課長 局長 副所長 院長	地方公共団体 (その他) (法第 6 条第 2 項 第 1 号関係)	木曽広域連合 長野県企画振興部 長野県木曽地域振興局 長野県木曽保健福祉事務所 長野県立木曽病院	事務局長 交通政策課長 局長 副所長 院長
公共交通事業者等 (法第 6 条第 2 項 第 2 号関係)	東海旅客鉄道株式会社	東海鉄道事業本 部管理部企画課 長	公共交通事業者 (法第 6 条第 2 項 第 2 号関係)	東海旅客鉄道株式会社	東海鉄道事業本 部管理部企画課 長

	おんたけ交通株式会社 木曽交通株式会社 株式会社南木曽観光タクシー やぶはらタクシー株式会社 おんたけ交通労働組合 <u>公益社団法人長野県バス協会</u> <u>一般社団法人長野県タクシー協会</u>	代表取締役 代表取締役 代表取締役 代表取締役 組合代表
道路管理者 （法第6条第2項 第2号関係）	国土交通省飯田国道事務所 北陸信越運輸局長野運輸支局 長野県木曽建設事務所	木曽維持出張所長 首席運輸企画専門官 維持管理課長
公安委員会 （法第6条第2項 第3号関係）	木曽警察署	地域・交通課長
別表2 （略）		

	おんたけ交通株式会社 木曽交通株式会社 株式会社南木曽観光タクシー やぶはらタクシー株式会社 おんたけ交通労働組合	代表取締役 代表取締役 代表取締役 代表取締役 組合代表
道路管理者 （法第6条第2項 第2号関係）	国土交通省飯田国道事務所 北陸信越運輸局長野運輸支局 長野県木曽建設事務所	木曽維持出張所長 首席運輸企画専門官 維持管理課長
公安委員会 （法第6条第2項 第3号関係）	木曽警察署	地域・交通課長
別表2 （略）		